

行橋市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年5月21日

行橋市長 工藤 政宏

行橋市規則第30号

行橋市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する

規則

行橋市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成9年行橋市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第18条第2項中「法第15条第3項後段」を「法第15条第4項後段」に、「条例第15条第3項後段」を「条例第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。